

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の概要

「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」第11条は、社会情勢の変化に伴い、嫌がらせ行為が多様化・悪質化しており、また、県警に寄せられているつきまとい等に関する相談も増加傾向にあることから、改正の必要性を認め、12月定例県議会において可決されたものであるが、本条例改正において、G P S機器等を用いた位置情報の無承諾取得・取付け行為については、その手口が多様化している現状を踏まえ、基本的な考え方を条例に明記する一方、具体的な取付け方法や行為態様については、公安員会規則に定めることとし、事案の実態や手口の動向に応じて規制対象の追加や見直しを機動的に行うことを可能とすることで、状況に応じた能動的かつ柔軟な対応を図るものである。

2 新設条項

(1) 位置情報記録・送信装置の範囲

地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）に規定する衛星測位の技術を用いて得られる当該装置の位置に係る位置情報を電磁的記録として記録し、又はこれを送信する機能を有する装置のこと。

（例）G P S機器

(2) 位置情報の取得方法

ア 位置情報記録・送信装置の映像面上において、電磁的記録して記録された位置情報を視覚により認識することができる状態にして閲覧すること。

（例）位置情報が表示された相手方のスマートフォンを盗み見る行為

イ 位置情報記録・送信装置により記録された電磁的機器にかかる記録媒体を取得すること。

（例）相手方のスマートフォンの位置情報が記録された外部記録媒体を取り外して入手する行為

ウ 位置情報記録・送信装置により送信された電磁的記録を受信すること。

（例）相手方のスマートフォンにより送信された位置情報を、行為者がスマートフォンで受信する行為

(3) 位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為

ア その所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること。

（例）相手方のかばん等にG P S機器を差し入れる行為

イ 位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること。

（例）G P S機器を中に入れた物を渡す行為

ウ その移動の用に供されることとされ、又は現に提供されている道路交通法に定める車両等に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること。

(例) 相手方が利用することが認められる車両等にG P S機器を取付ける行為又は、差し入れる行為

3 施行日

令和8年4月1日